



鳥取県公報

平成 22 年 5 月 11 日 (火)
第 8 1 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (300) (福祉保健課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (301) (障がい福祉課) 2
	家畜伝染病予防法による消毒方法の実施の命令 (302) (畜産課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (2 件) (303・304) (農地・水保全課) 3
	山村振興法による市道の改築に関する工事の完了 (305) (道路企画課) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (306) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (307) (〃) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (308) (西部総合事務所県民局) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (309) (西部総合事務所福祉保健局) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 5

告 示

鳥取県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
日南薬局	日野郡日南町生山506-11	平成22年4月1日

鳥取県告示第301号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社アライブ薬局 代表取締役 田中 伸生	米子市安倍200 - 1	たけのうち薬局	境港市竹内町578- 7	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年5月 1日

鳥取県告示第302号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

口蹄疫^{てい}の発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域の偶蹄類^{てい}の動物を飼養する施設（炭酸ソーダの4パーセント水溶液による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除く。以下「飼養施設」という。）

3 実施の期日

平成22年5月14日から同年6月14日まで

4 消毒方法及びその実施方法

炭酸ソーダの4パーセント水溶液等を用いて飼養施設に出入りする者の作業靴及び車両を消毒すること。

鳥取県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業久米ヶ原地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成22年5月11日から同月31日まで
- 3 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業大誠地区農業用排水、区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成22年5月11日から同月31日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第305号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定に基づく市道の改築に関する工事が次のとおり完了したので、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）第4条第2項の規定により告示する。

平成22年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
倉吉市道 野添1号線	倉吉市関金町明高字村前通591-1地先から同市 関金町明高字大境40-4地先まで	改築	平成22年4月27日

鳥取県告示第306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長268-1	平成22年5月1日	訪問入浴介護

鳥取県告示第307号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長268-1	平成22年5月1日	介護予防訪問入浴 介護

鳥取県告示第308号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年6月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年5月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおぞら

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀬田 智子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市旗ヶ崎一丁目29-22

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす障害のある人に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、もってすべての人々が共生できる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第309号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
有限会社すみれ会	米子市西福原八丁目7-30	ケアステーションすみれ会	米子市西福原八丁目7-30	居宅介護 重度訪問介護	平成22年4月 12日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月11日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 山 口 和 彦

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取湖陵高校パソコン等賃貸借（2室分）	一式
ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ	62台
イ 中間モニタ	32台
ウ A3カラー複合機	2台
エ A3モノクロレーザープリンタ	1台
オ A3カラーインクジェットプリンタ	2台
カ ネットワークサーバ	2台
キ 画像転送システム	2セット
ク ソフトウェア、ライセンス等	一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年7月20日から平成26年6月30日まで

(4) 納入期限

平成22年7月16日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、入札見積金額は、当該借入物品に係る賃借料（保守料を含む。）の総額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成22年5月11日（火）から同年6月21日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が営業種目表（賃借）の事務用機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年5月18日（火）午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。

(4) 平成22年5月11日（火）から同年6月21日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成22年5月11日(火)から同年6月3日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成22年6月21日(月)午後1時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日(金)午後5時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に平成22年6月4日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 4, June, 2010

(3) Time-limit for submission of tenders : 12:00noon.21, June, 2010

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 18, June, 2010

(5) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Koryou High School 3-250 Koyama-cho Kita Tottori-shi 680-0941 Japan TEL : 0857-28-0250